

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (令和5年度) 開催要綱

1 目的

現在、消防法上の危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質等」という。）が流通すると、火災発生の危険性或消火活動時の危険性等が増大することが考えられる。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一、災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うため、過去の事故事例や生産量の調査等から該当する物質を早期に把握して危険性を評価し、もって危険物等の保安の確保に資することを目的とする。

2 調査検討事項

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査及び当該調査結果を踏まえた危険性の評価

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、学識経験等から危険物保安室長が任命する委員で構成する。
- (2) 検討会に、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故ある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。

4 任期

委員の任期は、任命日から令和6年3月31日までとする。

5 庶務

検討会等に関する庶務は、消防庁危険物保安室において行う。

6 検討会の公開・公表

検討会については原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には委員の過半数の賛成によりその全部又は一部を非公開・非公表とすることができる。

7 雑則

- (1) その他運営上必要な事項については、座長が別に定める。
- (2) 検討会等には、委員の代理者の出席を認める。